

上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備に係る 「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	2
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表	3
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の一部改正新旧対照表	5
・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	6
・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	7
・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	8
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	9
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表	10
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表	12
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	13

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(申請によらない上場市場の変更)</p> <p>第12条の6 <u>前4条</u>の規定にかかわらず、当取引所は、必要と認めた場合及び別添「<u>上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準</u>」に定める場合には、上場有価証券の上場市場の変更を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。</p>	<p>(申請によらない上場市場の変更)</p> <p>第12条の6 <u>前3条</u>の規定にかかわらず、当取引所は、必要と認めた場合には、上場有価証券の上場市場の変更を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(指定基準)</p> <p>第3条 市場第二部銘柄である上場株券の市場第一部銘柄への指定に係る次条に定める審査は、第1号から第5号まで、第8号及び第9号に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p style="margin-left: 2em;">a 上場会社が、最近<u>2年間</u>に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p style="margin-left: 2em;">b 上場会社の最近<u>2年間</u>に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書(最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者(以下「公認会計士等」という。)の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p style="margin-left: 2em;">c <u>最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」(特定事業会社にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表</u></p>	<p>(指定基準)</p> <p>第3条 市場第二部銘柄である上場株券の市場第一部銘柄への指定に係る次条に定める審査は、第1号から第5号まで、第8号及び第9号に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p style="margin-left: 2em;">a 上場会社が、最近<u>5年間</u>に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p style="margin-left: 2em;">b 上場会社の最近<u>5年間</u>に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに各事業年度における四半期会計期間及び各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士又は監査法人の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「無限定の結論」若しくは「除外事項を付した限定付結論」(特定事業会社にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」及び「除外事項を付した限定付意見」を含む。)が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(新設)</p>

示している旨の意見」を含む。)が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。

d (略)

(9) (略)

付 則

この改正規定は、令和2年2月7日から施行し、この改正規定施行の日以後に市場第一部銘柄への指定の申請を行う者から適用する。

c (略)

(9) (略)

**上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の一部改正
新旧対照表**

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 当取引所が市場第一部銘柄から市場第二部銘柄へ指定替え及びセントレックスへの上場市場の変更を行うについては、この基準によるものとする。</p> <p><u>(指定替え、上場市場の変更の特例)</u></p> <p>第 4 条 <u>一部指定等の申請（有価証券上場規程第12条の2第1項又は第13条第1項に規定する申請をいう。以下同じ。）に基づき当該一部指定等の承認を受けた上場会社が、当該一部指定等の申請に係る宣誓書（有価証券上場規程第12条の2第3項又は第13条第6項の規定により提出した宣誓書をいう。以下同じ。）において宣誓した事項について違反を行った場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、当取引所は、当該宣誓書の提出時点で当該上場会社が上場していた所属部への指定替え又は上場市場の変更を行う。</u></p> <p><u>(1) 特設注意市場銘柄の指定</u></p> <p>当取引所が、当該違反に起因して、当該上場会社が発行者である上場株券を、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第1項各号の規定により特設注意市場銘柄に指定する場合</p> <p><u>(2) 改善報告書の提出</u></p> <p>当取引所が、当該違反に起因して、当該上場会社に対して、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第48条第1項各号の規定により改善報告書の提出を求める場合（当取引所が定める場合を除く。）</p> <p><u>2 前項による指定替え又は上場市場の変更の時期及びその取扱いは、当取引所が定める。</u></p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年2月7日から施行し、改正後の第4条の規定は、施行日以後に市場第一部銘柄への指定及びセントレックスからの上場市場の変更に係る承認を受けた者から適用する。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 当取引所が市場第一部銘柄から市場第二部銘柄へ指定替えを行うについては、この基準によるものとする。</p> <p>(新設)</p>

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄（セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延</p> <p>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内（当取引所が定める場合にあつては、当取引所が定める期間内とし、最終日が休業日に当たる場合にあつては、<u>順次繰り下げる。</u>）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p> <p>(11)～(18)の2 (略)</p> <p><u>(18)の3 株式併合</u></p> <p><u>上場会社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合</u></p> <p>(19)・(20) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄（セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延</p> <p>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内（当取引所が定める場合にあつては、当取引所が定める期間内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p> <p>(11)～(18)の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(19)・(20) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>10の4 第7条の5（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係</p> <p>第7条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(7)までに掲げる事項をいうものとする。ただし、(2)及び(6)にあつては、新規上場申請者が内国株券の発行者である場合に限る。</p> <p>(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報（支配株主（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第2号gに規定する支配株主をいう。）を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含み、<u>上場子会社を有する場合は、グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策</u>を含む。）</p> <p>(2)～(7)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。</p>	<p>10の4 第7条の5（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係</p> <p>第7条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(7)までに掲げる事項をいうものとする。ただし、(2)及び(6)にあつては、新規上場申請者が内国株券の発行者である場合に限る。</p> <p>(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報（支配株主（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第2号gに規定する支配株主をいう。）を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含む。）</p> <p>(2)～(7)（略）</p>

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>8 第7条（上場市場の変更審査）関係</p> <p>(1) 第1項の規定において準用する第2条第1項各号に掲げる事項の審査は、1(1)及び(2)の規定に準じて行うものとする。この場合において、当取引所は、セントレックスへの上場時から上場会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、企業の継続性及び収益性並びに上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとし、<u>最近5年間（「最近」の計算は、上場市場の変更申請日を起算日としてさかのぼる。）において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定を行ったとき又は同規則第48条第1項若しくは第2項（同規則第49条第7項において準用する場合を含む。）若しくは同規則第49条第6項の規定により改善報告書の提出を求めたときは、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。</u></p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。</p>	<p>8 第7条（上場市場の変更審査）関係</p> <p>(1) 第1項の規定において準用する第2条第1項各号に掲げる事項の審査は、1(1)及び(2)の規定に準じて行うものとする。この場合において、当取引所は、セントレックスへの上場時から上場会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、企業の継続性及び収益性並びに上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとする。</p> <p>(2)～(5)（略）</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部
改正新旧対照表

新	旧
<p>9 第19条（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係</p> <p>(1) 第1項に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次のaからgまでに掲げる事項をいう。ただし、b及びfにあっては、上場会社が内国株券の発行者である場合に限る。</p> <p>a コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の上場会社に関する基本情報（支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含み、<u>上場子会社を有する場合は、グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策を含む。</u>）</p> <p>b～g （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。</p>	<p>9 第19条（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係</p> <p>(1) 第1項に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次のaからgまでに掲げる事項をいう。ただし、b及びfにあっては、上場会社が内国株券の発行者である場合に限る。</p> <p>a コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の上場会社に関する基本情報（支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含む。）</p> <p>b～g （略）</p> <p>(2) （略）</p>

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第3条（指定基準）第1項関係</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a (略)</p> <p>b 株券上場審査基準の取扱い2(7)aからdまで及びg（虚偽記載又は不適正意見等）の規定は、第8号の場合に準用する。</p>	<p>2 第3条（指定基準）第1項関係</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a (略)</p> <p>b 株券上場審査基準の取扱い2(7)aからcまで及びg（虚偽記載又は不適正意見等）の規定は、第8号の場合に準用する。<u>この場合において、同取扱い2(7)b中「上場審査」とあるのは「指定審査」と、同取扱い2(7)cの(a)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書又は四半期レビュー報告書」と、「意見の表明をしない」とあるのは「意見の表明をしない又は結論の表明をしない」と、同取扱い2(7)cの(b)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書（直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は四半期レビュー報告書」と、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」とあるのは「不適正意見」若しくは「否定的結論」又は「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」と、同取扱い2(7)c及びg中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替える。</u></p>
<p>3 第4条（指定審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、株券上場審査基準の取扱い1(1)及び(2)の規定に準じて行うものとする。この場合において、当取引所は、上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとし、<u>最近5年間（「最近」の計算は、一部指定申請日を起算日としてさかのぼる。）において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定を行ったとき又は同規則第48条第1項若しくは第2項（同規則第49条第7項において準用する場合を含む。）若し</u></p>	<p>3 第4条（指定審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、株券上場審査基準の取扱い1(1)及び(2)の規定に準じて行うものとする。この場合において、当取引所は、上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとする。</p>

くは同規則第49条第6項の規定により改善報告書の提出を求めたときは、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。

(2) (略)

付 則

この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。

(2) (略)

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. <u>第4条（指定替え、上場市場の変更の特例）関係</u></p> <p>(1) <u>第1項第2号に規定する当取引所が定める場合とは、次のa又はbに掲げる宣誓書の区分に従い、当該a又はbに掲げる規定に適合していた場合をいう。</u></p> <p>a. <u>有価証券上場規程第12条の2第3項の規定により提出した宣誓書</u> <u>株券上場審査基準第7条の規定において準用する同基準第4条第1項（第2号の2及び第8号の2を除く。）及び第2項（第1号の規定において準用する同基準第4条第1項第2号の2を除く。）並びに上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条第3項及び同基準第3条第8号c</u></p> <p>b. <u>有価証券上場規程第13条第6項の規定により提出した宣誓書</u> <u>上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条</u></p> <p>(2) <u>第2項に規定する指定替え又は上場市場の変更の時期は、当取引所が上場内国株券又は上場外国株券の指定替え又は上場市場の変更を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(16)（略） <u>(17) 第18号の3に該当する日は、上場会社から、株式併合に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日とする。</u> <u>(18)（略）</u></p> <p>4 第4条（上場廃止日）関係 第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(9)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(9)までに定めるところによる。 (1)～(6)の2（略） <u>(6)の3 第2条第1項第18号の3（同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。）に該当する銘柄株式併合がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日</u> (7)～(9)（略）</p> <p>5 第5条（監理銘柄の指定）関係 (1) 当取引所は、上場株券が次のaからyまでのいずれかに該当する場合は、当該上場株券を第5条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、kの2、l、n、nの3、o、v又はwに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。 a～uの2（略） <u>uの3 上場会社が第2条第1項第18号の3に規定する株式併合に関する取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を行った場合</u> v～y（略） (2)～(4)（略）</p>	<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(16)（略） （新設） <u>(17)（略）</u></p> <p>4 第4条（上場廃止日）関係 第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(9)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(9)までに定めるところによる。 (1)～(6)の2（略） （新設） (7)～(9)（略）</p> <p>5 第5条（監理銘柄の指定）関係 (1) 当取引所は、上場株券が次のaからyまでのいずれかに該当する場合は、当該上場株券を第5条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、kの2、l、n、nの3、o、v又はwに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。 a～uの2（略） （新設） v～y（略） (2)～(4)（略）</p>

付 則

この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。